

沖縄総合事務局開発建設部総合評価審査委員会規約

(名称)

第1条 本会は、沖縄総合事務局開発建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、開発建設部（ただし、事務所を含む。以下同じ。）が発注する工事における総合評価方式の運用を適正に実施し、技術提案等に関する審査及び評価等を中立かつ公正に行うことを目的とする。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、次の業務を実施する。

- 一 開発建設部における工事の総合評価方式の運用に関する基本的事項の決定及び改定に関すること。
- 二 開発建設部において実施する工事の総合評価方式（技術提案評価型、施工能力評価型等）の総合評価の評価項目及び評価基準の設定並びに評価項目毎の審査及び評価に関すること。
- 三 契約後VE方式における技術提案の審査及び評価に関すること。
- 四 開発建設部において随意契約により後工事を前工事の施工者から調達しようとする場合の随意契約の妥当性に関すること。
- 五 その他委員長が必要と認める事項。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、別表の者をもって構成する。

2. 委員会に外部委員を2名程度含めるものとする。
3. 外部委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、沖縄総合事務局長が委嘱する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を総括する。

2. 委員会は、委員長が招集し、原則として2カ月に1回の定期開催とするが、委員長が必要と認めた場合は別に開催することができる。
3. 委員会は、外部委員1名以上を含む委員の過半数の出席をもって成立する。なお、外部委員の出席が1名も確保できない場合は、委員長及び外部委員の了解を得て、委員会の開催前に外部委員に意見を聴取することによって外部委員の出席とみなす。
4. 欠席した外部委員に委員会の審議結果を報告する。
5. 委員長に事故等がある場合は、副委員長がその職務を代行する。
6. 委員長が必要と認めた場合は、当該委員会（別表のいずれかの委員会）の委員以外の委員を出席させることができる。
7. 委員長は、委員会の運営に関し必要事項を定める。

8. 委員長が認める者を代理出席させることができる。

(審議結果)

第6条 委員会の審議結果については、他の者に漏らしてはならない。

2. 委員会の審査及び評価結果については、入札・契約手続き運営委員会に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、別表に示す課又は室に置く。

付則 この規約は、平成17年10月3日から施行する。

なお、沖縄総合事務局開発建設部入札時VE及び契約後VE等審査委員会規約（平成13年12月4日付け府開技術第121号）は、廃止する。

この規約は、平成20年 1月24日から施行する。

この規約は、平成21年 3月 1日から施行する。

この規約は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成21年11月 1日から施行する。

この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成22年 7月 1日から施行する。

この規約は、平成24年 4月 6日から施行する。

この規約は、平成26年 1月 8日から施行する。

この規約は、平成26年 5月28日から施行する。

この規約は、平成28年 4月27日から施行する。

この規約は、平成29年 4月 3日から施行する。

別表

	建設系	営繕系	港湾空港系
委員長	開発建設部長	開発建設部長	開発建設部長
副委員長	技術管理官	営繕調査官	港湾空港指導官
委員	技術企画官	営繕課長	港湾空港情報管理官
委員	※企画調整官	営繕監督保全室長	※港湾建設課長
委員	※公園・まちづくり調整官	管理課長	※港湾計画課長
委員	管理課長	技術管理課長	※空港整備課長
委員	技術管理課長	外部委員（学識経験者）	管理課長
委員	品質確保対策室長	外部委員（学識経験者）	技術管理課長
委員	外部委員（学識経験者）		港湾空港品質確保室長
委員	外部委員（学識経験者）		外部委員（学識経験者）
委員	※建設工務室長		外部委員（学識経験者）
委員	※工事担当事務所長		※工事担当事務所長
事務局	品質確保対策室	営繕課	港湾空港品質確保室

※印の委員については、担当工事の場合に委員会へ参加する。